

郵送による申請手続きについて

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、住居確保給付金の申請手続きについて、申請書類をホームページからダウンロード・印刷できる方は、郵送による申請をお願いします。

まず、「住居確保給付金のしおり」「支給要件早見表」をご覧ください、支給要件に該当しているか確認し、該当の場合、ホームページ添付ファイル「住居確保給付金提出書類一覧」を参考に、以下の申請書類一式を揃え、下記の送付先あてに郵送をお願いします。

※紛失防止の観点から、可能な限り郵便追跡サービス（簡易書留、レターパックプラス等）をご利用ください。

【申請書類一覧】

ホームページからダウンロードできる書類

- 住居確保給付金申請書（様式 1-1）
- 住居確保給付金申請確認書（様式 1-1A）
- 入居住宅に関する状況通知書（様式 2-2）
- 離職状況等に関する申立書（様式 5）※離職関係書類の提出が困難な場合
- 就業機会の減少に関する申立書（様式 5-2）※減収関係書類の提出が困難な場合

【申請者本人が用意する書類】

- 本人確認書類
- 離職関係書類（離職された方）
- 減収関係書類（減収された方）
- 収入関係書類（同居人も含む）
- 預貯金関係書類（世帯員全員すべての預金口座）
- 賃貸借契約書の写し
- 求職受付票（ハローワークカード） ※離職等の理由で申請する方のみ

【送付先・問い合わせ先】

蕨市生活自立相談支援センター

〒335-0005 蕨市錦町 3-3-27 蕨市総合社会福祉センター 2階

電話：048-445-1377

FAX：048-445-3101

郵送申請の場合、消印の日付が受付日（申請日）となりますので、ご注意ください。

申請書類が届き、内容を確認次第、不備等がなければ申請を受け付けます。

申請書類に関して、確認事項等がある場合は、担当者からご連絡させていただきます。

住居確保給付金の郵送申請の流れ

① 「住居確保給付金のしおり」「支給要件早見表」から支給要件に該当しているか確認する。



② 蕨市のホームページから住居確保給付金申請書類をダウンロード・印刷し、記入する。



③ 申請者本人が用意する書類をそろえる。
ホームページ添付ファイル『住居確保給付金提出書類一覧』を参照



④ 申請書類一式を蕨市生活自立相談支援センターへ郵送する。
※紛失防止の観点から、可能な限り郵便追跡サービス（簡易書留、レターパックプラス）をご利用ください。



⑤ 申請書類を受付し、審査後に支給決定通知書が送られる。
※書類について確認事項がある場合、担当からお電話させていただくことがあります。